

# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
12	育児休業等の期間延長に係る手続の見直し	厚生労働省	1～3



# 育児休業及び育児休業給付について

## 基本的枠組み

- 育児休業は、**労働者の雇用の継続**を図るため、子が1歳に達するまでの間に労働者の希望により取得できるもの（育児・介護休業法）。
- 育児休業中には、労働者が育児休業を取得しやすくし、**労働者の雇用の継続**を援助・促進するため、育児休業給付が支給される（雇用保険法）

1



## さらなる休業が必要な場合の措置

- 雇用の継続を促進する観点から、基本的な枠組みは維持しつつ、子が1歳に達した以降も**なお休業が必要な特別な事情**がある場合には、子が最長2歳に達するまでの間に取得できる。  
休業が必要な特別な事情：保育所に入所できない場合等
- 延長した期間にも、育児休業給付が支給される。

# 育児休業期間の延長（育児・介護休業法、雇用保険法関係）

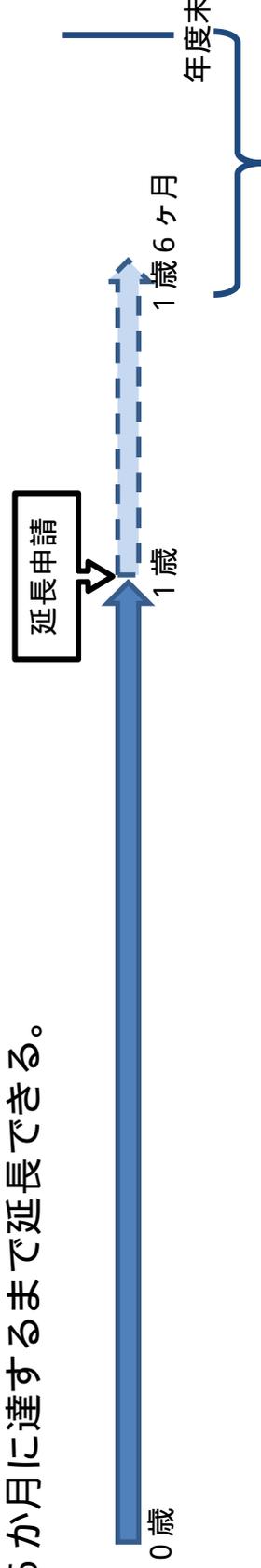
## 改正の趣旨

保育所に入れない等の理由で、やむなく離職する等、雇用継続に支障が出る事態を防ぐため、保育所に入るまでは育児休業を取得出来るように措置する。

## 改正前の内容・課題

1歳6か月までの延長は平成16年育児・介護休業法等改正で措置。平成17年4月1日から施行。

育児休業期間は、原則として子が1歳に達するまで、保育所に入れない等の場合に、例外的に子が1歳6か月に達するまで延長できる。



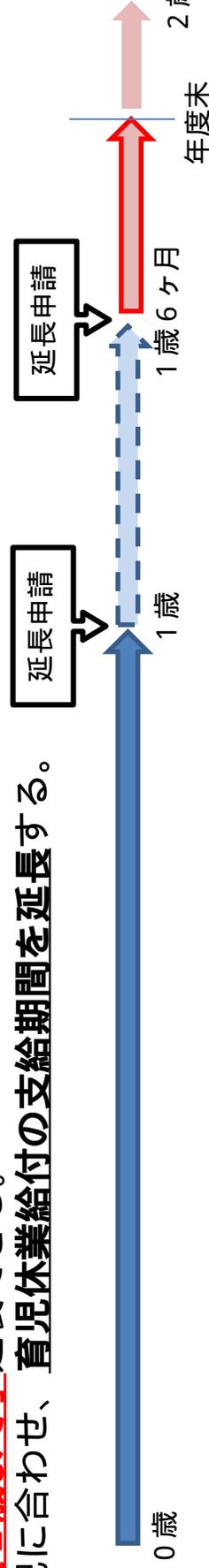
### <課題>

保育所への入所が一般的に年度初めであることを踏まえると、この期間については、保育所に預けられず、かつ育休も取得出来ない期間となる。

## 改正の内容【平成29年10月1日施行】

1歳6ヶ月に達した時点で、保育所に入れない等の場合に再度申請することにより、育児休業期間を「**最長2歳まで**」延長できる。

上記に合わせ、**育児休業給付の支給期間を延長**する。



## 育児休業・育児休業給付の延長に関する基本的な考え方

育児休業・給付は原則として1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育園に入れない場合などには、最長2歳に達するまで延長可能。

この延長措置は、職場に復帰したいにもかかわらず、保育所に入所できず、不本意な離職に繋がることを防止する趣旨で講じている。

「保育所に入所できない場合」の証明・確認手段として、市町村が発行する入所保留通知書の提出を求めている。保留通知書は、保育の実施を希望する保護者の申込みに対し、市町村が保育の実施を行わない場合に交付される。

当該申請が適正になされていることを前提として、育児休業給付の受給要件を満たすか否かについて保留通知書をもって判断している。

保留通知書は給付の受給要件を満たすか否かの確認を行う上で必要であり、提出を不要とすることは困難である。